第4章 常盤橋門跡の本質的価値

前章までの史跡指定の経緯及び環境等の背景を踏まえて、常盤橋門跡の価値を本質的価値、本質的価値に準 ずる価値、特質の3つに分類して以下のとおりに整理する。

第1節 史跡としての本質的価値

1 史跡としての本質的価値

本質的価値とは、史跡の指定告示の内容から抽出された価値であり、史跡としての評価や理解の中心となるものである。

常盤橋門跡は、(1) 江戸城大手門筋の外郭正門としての価値と、(2) 明治10年(1877)架橋の常磐橋としての価値という2つの価値が認められ、指定を受けた。

(1) 江戸城大手門筋の外郭正門としての価値

常盤橋門跡は、16世紀末には、江戸城と城下町を取り囲む外郭えに設けられた5つの口の1つで「浅草口」と呼ばれ、江戸城正門である大手門に通じる門であった。その後、江戸城と城下町が拡張され、寛永13年(1636)に惣構えとしての外堀が完成すると、「浅草口」という呼称は外堀上の「浅草御門」に移り、常盤橋門跡は「大橋」、その後「常磐橋御門」と呼ばれ、江戸城外郭の正門に位置づけられることになった。

常盤橋門は、本来は枡形門、木橋、櫓、番所等からなる見附としての機能に関わる諸施設を包含したものであるが、第2章で述べたようにすでに失われて現存しない施設も多い。そうした中において、現存する枡形門の石塁・石垣の残存遺構は、江戸城外郭門の形態と構造をよく今日に伝えている。これらの遺構は、江戸城外郭門の多くが明治以降に破却されている中で最も良好な保存状態で今日まで残されており、また、隣接して残る護岸の石垣やかつての土手と堀に由来する地形は、外堀の一部を担った現在の日本橋川の様子やその両岸の町割りとの関係を理解するうえでも重要である。現在、地上には残されていない諸施設についても、その空間的広がりやかつての構造に関する手掛かりとなる資料や、地下遺構等が残されている。

(2) 明治10年架橋の常磐橋としての価値

明治10年 (1877) に木橋から石造アーチ橋へと架け替えられた常磐橋は、外郭諸門の破却とともに進む東京の都市整備の中で、門の廃材の利用と橋の不燃化を両取りした画期的な建造物としての価値を有する。また明治政府によって同時期に東京市内に架橋されたアーチ型の石橋として、唯一現存する橋梁である点でも貴重である。

橋梁の特徴として見られる歩車道分離の路面構造や大理石・鋳鉄を用いた高欄手摺柵の意匠などは、江戸在来の基礎技術と西日本の石橋築造技術の融合、さらには西洋からの技術の取入れなどといった橋梁・都市インフラの整備に関する技術の発展と、それらの意匠を必要とした当時の社会的な背景を現在に伝えている。

第2節 本質的価値に準ずる価値

1 本質的価値に準ずる価値

史跡の指定告示の内容ではないが、本質的価値とともに評価されるべき価値である。史跡指定の過程やその後 の保存活動の中で付加された価値が該当し、史跡の歩みを理解するうえでは欠かすことのできないものである。

(1) 市民運動による保存と公園整備

常盤橋門跡の保存と史跡指定が、市民運動の成果である点にも価値がある。常盤橋門跡は他の外郭門と同様

に破却の危機にさらされながら、東京市区改正期の存置運動、関東大震災後の復興事業における保存運動等によって、今日まで存置している。

史跡常盤橋門跡及び常磐橋の存知に大きな役割を果たしたのが、 渋沢栄一を顕彰する竜門社によるの寄付である。竜門社が常盤橋門跡に渋沢栄一像を建設するため、東京市に寄付した約10万円の寄付金で、史跡常盤橋門跡の公園整備と関東大震災で破損した常磐橋の修理工事が行われた。 こうして明治10年架橋の石橋は再び往時の姿を取り戻し、 常盤橋門跡は枡形部分は近世遺構を保存しながら、 枡形外側に渋沢栄一像を建設し周囲ににパーゴラや噴水などの施設を配した、近世と近代を融合させた公園となって現在に続いている。

公園整備された常盤橋公園や公園内の渋沢栄一像は史跡の保存活動の歴史を今に伝える役割を担っている。

(2) 関東大震災からの復興の中で付加された価値

関東大震災に際しては史跡の遺構にも大きな被害が出たが、その後に修理工事が行われて枡形門の石墨・石垣の残存遺構と石橋が保存された。また、指定地外であるが、震災復興事業の中で架橋された震災復興橋梁常盤橋は史跡の石橋に連なる橋として設計・架橋された橋で、史跡を望む空間に新たな風致を生み出している

第3節 特質

史跡としての本質的価値や本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素の相互の関係の中から導き出される、常 盤橋門跡に特有の性質を特質として定義する。特質は、本質的価値とは異なり、今後の活用・整備を方向付ける とともに将来的な更新または追加を想定するものである。

1 江戸城外郭門の保存の歴史を今に伝える史跡

常盤橋門跡は、枡形虎口を形成していた石塁・石垣が江戸城の外郭諸門のなかで最もよく保存されており、隣接して外堀護岸の石垣も残存している。こうした保存状況は、近代・現代の開発の中で外郭諸門の多くが破却されていった中では特筆すべきものである。常盤橋門跡がたどった開発と保存のせめぎ合う重層的な歴史自体が、開発の中でかつ失われ、かつ残された江戸城の城郭施設の現代まで至る歩みを理解するうえで重要な意義を持つ。

2 都市・東京の移り変りを体感できる空間の要

常盤橋門跡は、近世当時には江戸城外郭大手門筋の正門として、城郭の防御を担う施設であった。また、ここは日本橋本町から浅草橋に至る江戸を代表する目抜き通り「本町通り」と、大手門へと通ずる江戸城内の「大手門筋」の境となる場所であり、江戸城内外のメインストリートとも言うべき場所の結節点であった。

明治以降、城郭防御の機能は失われたが、常盤橋門周辺一帯は、近代東京を代表する商業地の一つである日本橋地域と、オフィス街官庁街である大手町地域の境界地であり、水陸の交通が所在することを背景としながら、近世から現代至るまで江戸・東京の交通や商業の拠点として整備されてきた。このため、現在においても、江戸から東京へと移り変わる都市デザインのモデルチェンジを体感することができる建造物や橋梁、遺跡及び文化資源が高密度で分布している。常盤橋門跡は、そうした歴史的・文化的空間の要として固有の機能を有している。

第4節 史跡を構成する要素

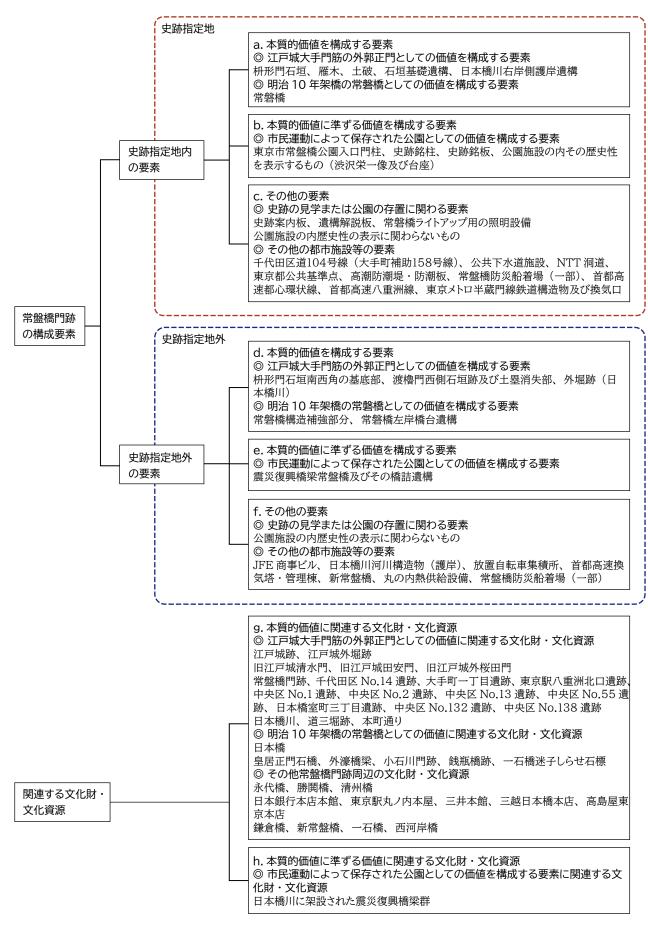


図 4-1 史跡を構成する要素図

常盤橋門跡の保存活用及び維持管理の方針を定めるために、計画対象地区内に存在する遺構や施設等を、先述した常盤橋門跡の価値を構成する要素とそれ以外の要素に分類し整理を行った。なお、ここでいう要素とは、具体的な保存活用または将来の整備の対象となる実体を伴うものを言い、史跡指定地外に位置するものも含まれる。史跡を構成する要素として以下の要素があげられる。

要素の概要及び構成は次ページの図の通りである。各要素の内容については、次節以下に詳述する。

第5節 本質的価値を構成する要素

1 史跡指定地内の要素

史跡としての本質的価値を具体的に表す要素であり、文化財保護法に基づく保存または周知・顕在化の対象である。先述した史跡の本質的価値から構成要素として下記の要素を特定した。

- ■江戸城大手門筋の外郭正門としての価値を構成する要素
- ①枡形門石垣、②雁木、③土破、®石垣基礎遺構、⑪日本橋川右岸側護岸遺構
- ■明治10年架橋の常磐橋としての価値を構成する要素
- 常磐橋(橋梁主体部、橋台、橋脚、橋梁基礎、袖高欄、親柱、水切石、日本橋川左岸側護岸遺構)
- ※ 文中番号は次ページ図 4-3 に対応

2 史跡指定地外の要素

史跡の本質的価値を構成する要素であるが、史跡指定地外に存在しているものである。現在は文化財保護法 に基づく埋蔵文化財包蔵地として登録するなどの補助的な対応を取っているが、将来においては史跡と一体のも

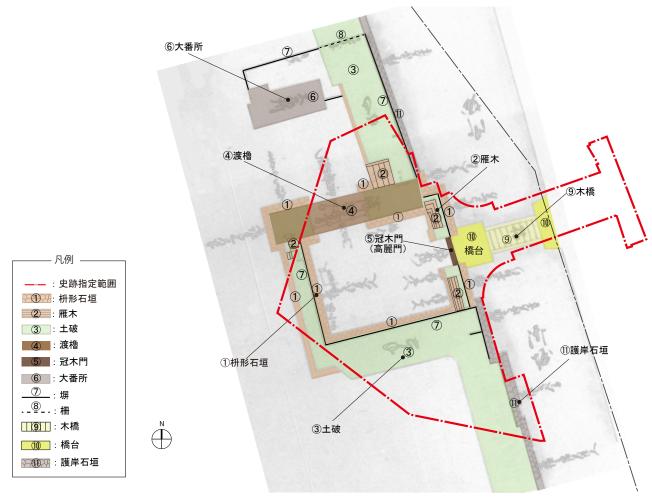


図 4-2 江戸城御外郭御門絵図に見る常盤橋門の施設構成

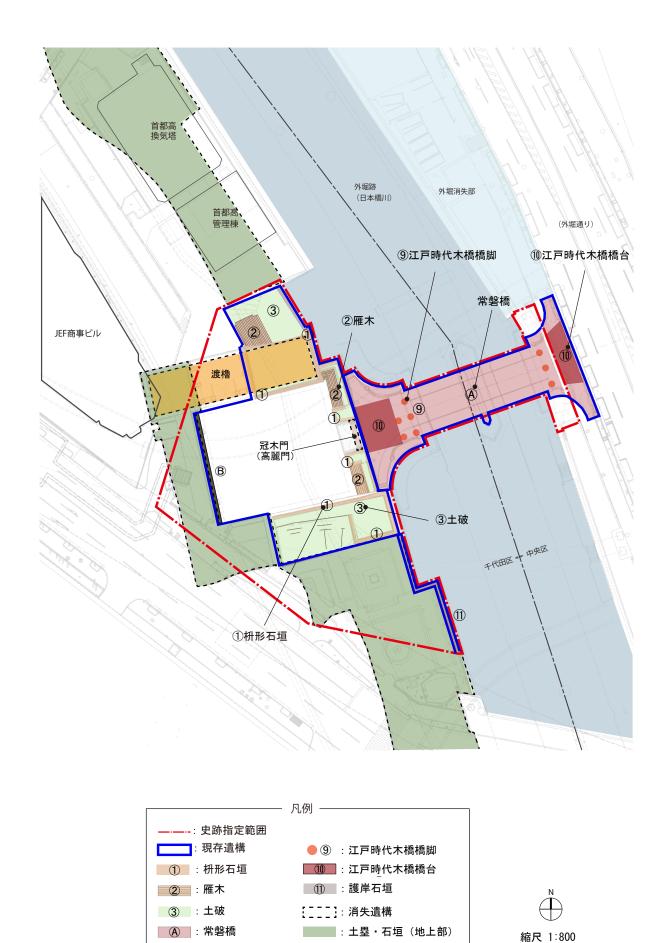


図 4-3 本質的価値を構成する要素(史跡指定地内)■江戸城大手門筋の外郭正門としての価値を構成する要素

■ B : 石垣根石

:建築物

(渡櫓、冠木門、大番所)

20m

10

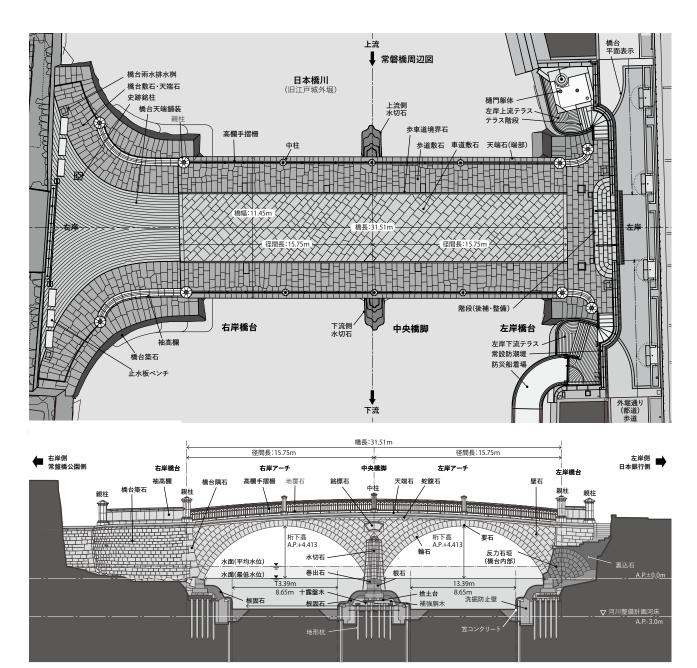


図 4-4 本質的価値を構成する要素(史跡指定地内)■文明開化期の世相を伝える明治 10 年架橋の常磐橋

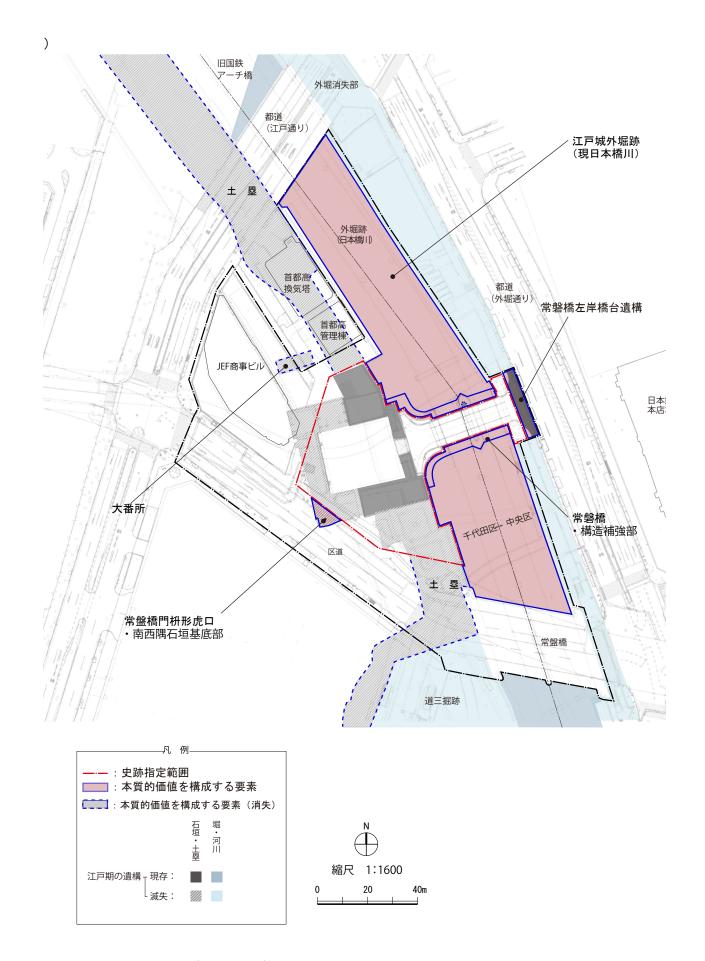


図 4-5 本質的価値を構成する要素(史跡指定地外)